

# 介護保険を利用したことがない方

介護保険者証をご確認いただき、介護区分が記載されているかご確認ください。  
記載がない場合は申請が必要です。

## 要介護(要支援)認定の申請の流れ

本人または家族、成年後見人、シニアサポートセンターが申請

ご利用者



申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書  
市の窓口にあります。  
下からダウンロードも出来ます。
- 介護保険の被保険者証
- 医療保険の被保険者証の写し  
(第2号被保険者のみ)

西区役所(高齢介護課)

認定調査

西区の職員や、区から委託を受けた調査員がご自宅などを訪問し、本人と家族などから聞き取り調査します。

主治医意見書

市の依頼により主治医が意見書を作成します。  
市が取り寄せますので本人が提出する必要はありません。

要介護・要支援認定

一次判定(コンピューター判定)の結果と特記事項、主治医の意見書をもとに「介護認定審査会」において総合的に審査し、要介護状態区分が判定されます。

要介護 1~5・要支援 1~2

非該当(自立)

心をつなぎ、暮らしをつぐ — はつとり 複健院グループ  
**ロコモ介護予防デイサービス**

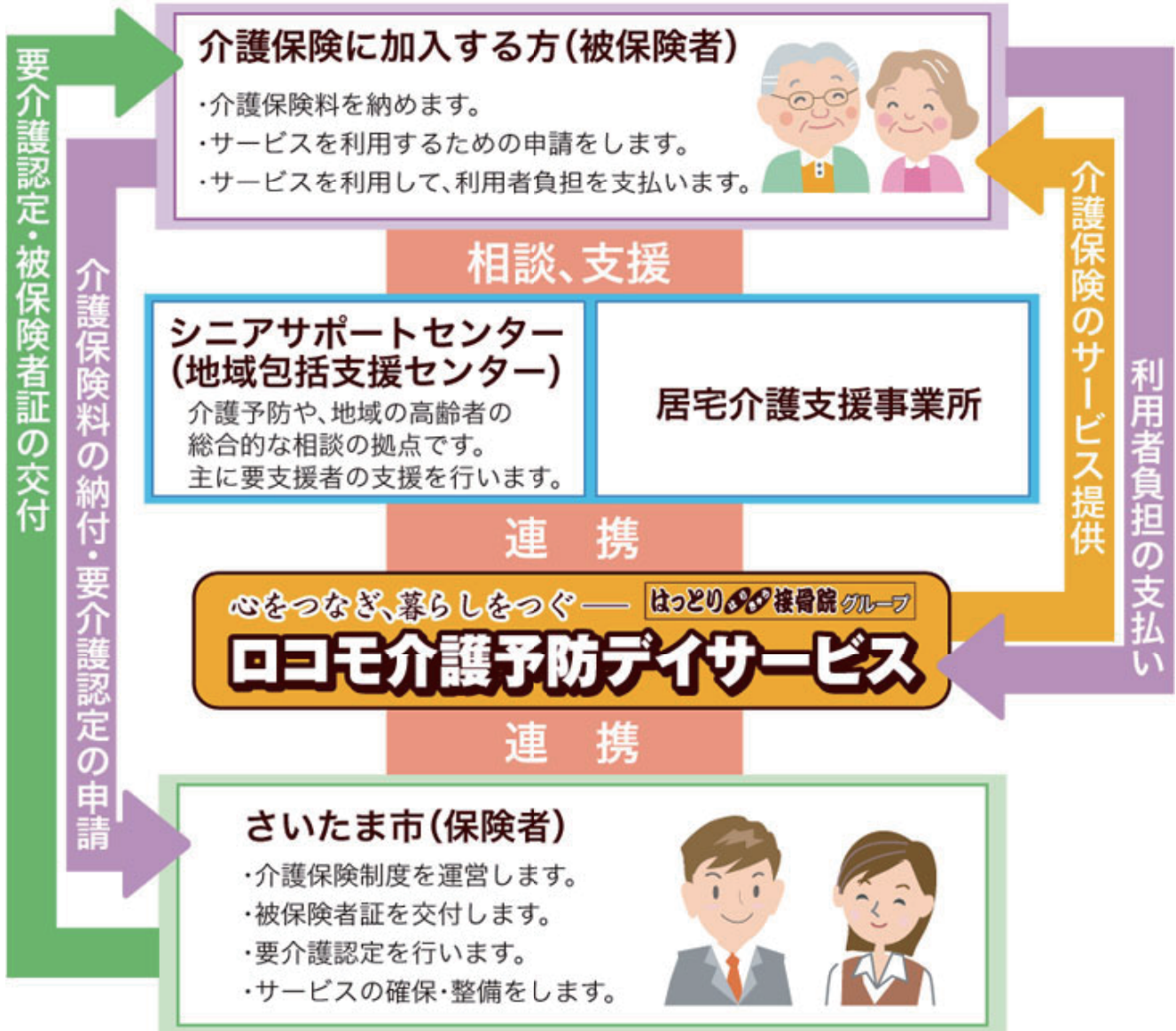
介護保険がご利用いただけない方もご利用いただけるサービスを開始いたしましたので、そちらをご利用ください。

# 介護保険とは

介護保険を利用できる方…**要支援1～2または、要介護1～5に該当している方**

申請に関する  
お問合せ

西区役所（高齢介護課）048-620-2668  
シニアサポートセンター 三恵苑 048-620-1312  
シニアサポートセンター くるみ 048-622-8103



## 申請したけれど非該当(自立)とされた方

ロコモ介護予防デイサービスでは介護保険がご利用いただけない方もに向けたサービスもございますので、是非そちらをご利用ください。

※不定期の開催ですので、玄関に張り出された予定表又はブログに掲載した予定表をご確認ください